

土佐清水市情報通信機器等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市情報通信機器等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付について、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未整備地域 光ファイバー回線の整備を行った地域でありながら光ファイバーを利用した高速通信サービスの利用が出来ない地域
- (2) モバイルWi-Fi ルーター 携帯電話の通信回線を使用してインターネットに接続する小型の通信端末。ただし、テザリング機能付き携帯電話（スマートフォン）はこれに該当しない。
- (3) 導入費用 モバイルWi-Fi ルーター、衛星通信サービス受信用アンテナ又は光ファイバー回線（以下「情報通信機器等」という。）を導入する場合に要する費用
- (4) 団体 自治会、組合、協議会など複数名で組織され、定款、会則又は規約等を制定し、現に活動しているもの等

(目的)

第3条 補助金は、情報通信機器等の導入費用に対し、予算の範囲内で経費を補助することにより、未整備地域のインターネット接続環境の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内の未整備地域内に住民基本台帳登録をしている個人又は事務所を有する法人、商店若しくは団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが使用するものであること。なお、法人等による申請は、その名称によることも認める。
- (3) 導入費用に関してこの要綱に定める補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、法人等が申請する場合において、未整備地区の異なる所在地に複数の事務所があるときは、この限りではない。
- (4) 同一の敷地内にこの要綱に定める補助金の交付を受け、情報通信機器等が導入されていないこと。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 別表第1に掲げるいずれにも該当しないこと。

(補助対象経費の範囲)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、月額で負担する維持費等の費用は、補助対象としない。

- (1) モバイルWi-Fiルーターの購入費
- (2) 衛星通信サービス受信用アンテナキットの購入費
- (3) 申請者自らが電気通信事業者と契約し、光ファイバー回線を敷設した場合に要した費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額以内とし、70千円を限度とする。

2 前項に係る補助金の交付は、同一の世帯（世帯が異なっても、同一の住所に居住する者は同一世帯員とみなす。）又は法人等について1回分の導入に要する額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、情報通信機器等の購入又は契約前に補助金交付申請書（様式第1号）に次のものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 申請者が法人等の場合は、所在地、名称又は代表者がわかる書類
- (3) 申請者と使用者が異なる場合は、使用者が申請者と同一の世帯（異なる世帯の場合は同一の住所に居住する旨）又は法人等である旨の申出書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、当該補助事業の適用の可否を判断するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の書類審査の結果から、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 情報通信機器等の導入開始の手続は、前項の交付決定を受けた後に行うものとする。

（事業の変更等の承認）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、交付決定の通知後において、補助対象事業の内容に変更があったときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 当該事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象となる機器等の購入日又は光ファイバー回線の敷設工事完了日から起算して30日以内に補助金請求書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書

(2) 契約書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を実施する等、事業が適正に実施されたか否かの確認を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付する。

(補則)

第 11 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付決定した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金により導入した情報通信機器等を返品し、購入事業者から返金があったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月24日条例第31号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（土佐清水市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年9月30日規則第26号）第2条第2項第5号ウに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その行う事業に関し、暴力団を利用した事実があるとき。
- 3 その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしたとき。
 - ア 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
 - イ 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
 - ウ 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- (2) 前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしたとき。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしたとき。
- 4 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 6 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 7 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 8 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 9 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- 10 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 11 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。